

| | |
|----------------|--------------------------|
| <h1>高知県公報</h1> | 発行 |
| | 高知県 |
| | 高知市丸ノ内一丁目2番20号 |
| | 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日) |

目 次

| | |
|---|-------------|
| 告 示 | ページ |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 | (福祉指導課) 1 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 | (") 1 |
| ○漁獲共済の同意成立(第2号漁業) | (水産政策課) 1 |
| ○2年以内に事業が執行される予定の道路の指定 | (建築指導課) 1 |
| 公 告 | |
| ○危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施 | (消防政策課) 1 |
| ○土地改良区の役員の就退任 | (農業基盤課) 2 |
| ○公告(入会林野整備計画の適否決定)の訂正 | (森づくり推進課) 2 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) 2 |
| 高知県公営企業局管理規程 | |
| ◎高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程 | 2 |
| ◎高知県公営企業局職員事務処理規程の一部を改正する規程 | 3 |
| 高知県公営企業局訓令 | |
| ◎高知県公営企業局処務規程の一部改正をする訓令 | 3 |
| 高知県公営企業局告示 | |
| ◎告示(病院事業料金のうち地方公営企業管理者が定める額)の一部改正 | 3 |

告 示

高知県告示第434号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定し

た。
平成23年7月1日

医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日
土佐やまもと眼 土佐市高岡町乙51番2 平23・6・1科

高知県告示第435号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成23年7月1日

高知県知事 尾崎 正直

| 指定年月日 | 事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類 |
|-----------|-----------------------------------|---|
| 平成23年6月3日 | デイサービス太陽の家株式会社 南国市岡豊町小蓮1239番地4 | デイサービス太陽の家株式会社 南国市岡豊町小蓮1239番地4 通所介護 |

高知県告示第436号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成23年7月1日

高知県知事 尾崎 正直

区域及び区分

高知県漁業協同組合の地区のうち旧御豊瀬漁業協同組合の地区及び旧高知市漁業協同組合の地区
中型底引き網漁業

高知県告示第437号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により、道路法(昭和27年法律第180号)による新設の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして次のとおり指定する。

平成23年7月1日

高知県知事 尾崎 正直

| 起 点 | 終 点 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|-----|-----|---------------|---------------|
| | | | |

| | | | |
|-----------------|-----------------|-------|------|
| 香南市夜須町坪井字山根442番 | 香南市夜須町坪井字山根458番 | 9.45 | 34.0 |
| | 1 | 10.20 | |

公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習(以下「講習」という。)を次のとおり行う。

平成23年7月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 講習の実施日時、実施場所及び種別

| 講習の実施日及び実施場所 | 講習の種別及び実施時間 | |
|--------------------------------|-------------|--------------|
| | 給油取扱所 | その他 |
| 平成23年8月19日(金) 高知県立人権啓発センター | 午前9時から正午まで | 午後1時から午後4時まで |
| 平成23年8月22日(月) | 〃 | 〃 |
| 平成23年8月23日(火) | 〃 | 〃 |
| 平成23年8月26日(金) 安芸市総合社会福祉センター | 〃 | 〃 |
| 平成23年8月29日(月) 中土佐交流会館 | 〃 | 〃 |
| 平成23年8月30日(火) 四万十市立文化センター | 〃 | 〃 |
| 平成23年8月31日(水) | 〃 | |

備考 1 講習の種別の「給油取扱所」とは、給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習をいう。

2 講習の種別の「その他」とは、給油取扱所及び特定事業所（石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所をいう。）における危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習をいう。

2 講習の受講の申請手続

(1) 受講申請書の配布

受講申請書は、高知県危険物安全協会、高知県危機管理部消防政策課及び県内各消防本部（消防署）で配布する。

(2) 受講申請書の提出先

郵便番号780-8570
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内

高知県危険物安全協会

(3) 受講申請書の受付期間

受講申請書は、平成23年8月1日（月）から同月12日（金）までの間に受け付ける。

(4) 講習の受講手数料

受講手数料として、4,700円の額に相当する高知県収入証紙を受講申請書に貼り付けて納入すること。

3 講習に関する問い合わせ先

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内
高知県危険物安全協会（電話番号088-823-9099）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高幡土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成23年7月1日

高知県知事 尾崎 正直

| 役名 (退任) | 氏名 | 住 所 | |
|------------|-------|--------------|-------|
| 理事 | 芳川 光義 | 高岡郡四万十町本町 | 9-5 |
| 〃 | 坂元 穂 | 〃 〃 高野 | 429 |
| 〃 | 國枝 政澄 | 〃 〃 平野 | 335 |
| 〃 | 宮脇 春男 | 〃 〃 上宮 | 465 |
| 〃 | 勢田 政志 | 〃 中土佐町大野見神母野 | 928 |
| 〃 | 岡田 方文 | 〃 津野町 船戸 | 283 |
| 〃 | 高瀬 満伸 | 〃 四万十町小野 | 528-2 |
| 〃 | 池田 洋光 | 〃 中土佐町久礼 | 98 |
| 〃 | 池田 三男 | 〃 津野町 白石甲 | 1021 |
| 監事 | 下元 年男 | 〃 中土佐町大野見長野 | 162 |
| 〃 | 谷脇 健司 | 〃 四万十町大向 | 218 |

| (就任) | | | | |
|------|-------|--------------|-------|--|
| 理事 | 武吉 利秋 | 高岡郡四万十町大向 | 124-2 | |
| 〃 | 坂元 穂 | 〃 〃 高野 | 429 | |
| 〃 | 國枝 政澄 | 〃 〃 平野 | 335 | |
| 〃 | 宮脇 春男 | 〃 〃 上宮 | 465 | |
| 〃 | 勢田 政志 | 〃 中土佐町大野見神母野 | 928 | |
| 〃 | 岡田 方文 | 〃 津野町 船戸 | 283 | |
| 〃 | 高瀬 満伸 | 〃 四万十町小野 | 528-2 | |
| 〃 | 池田 洋光 | 〃 中土佐町久礼 | 98 | |
| 〃 | 池田 三男 | 〃 津野町 白石甲 | 1021 | |
| 監事 | 下元 年男 | 〃 中土佐町大野見長野 | 162 | |
| 〃 | 谷脇 健司 | 〃 四万十町大向 | 218 | |

平成23年6月21日付け公告（入会林野整備計画の適否決定）の一部を次のように訂正する。

平成23年7月1日

高知県知事 尾崎 正直

2中「平成23年6月21日から同年7月20日まで」を「平成23年6月21日から同年7月21日まで」に訂正する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成23年7月1日

高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号 | 開発区域に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|--------------------------|------------------------|---|
| 平成23年2月25日 22高都計第602号 | 香美市土佐山田町山田字池ノ上1319番1ほか | 香美市土佐山田町山田1319番地 社会福祉法人 愛成会 理事 依光 隆夫 |

公営企業局管理規程

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年7月1日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

高知県公営企業局管理規程第11号

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員就業規程（昭和28年高知県電気局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第28条第3項中「すべてを」を「全てを」に改め、同条第9項中「記載した書面」を「明らかにして書面又は総務事務集中化システム」に改める。

第33条第1項及び第34条第1項中「記載した書面」を「明らかにして書面又は総務事務集中化システム」に改める。

第35条第3項ただし書中「すべてを」を「全てを」に改め、同条第6項中「記載した書面」を「明らかにして書面又は総務事務集中化システム」に改める。

第36条第2項中「記載した書面」を「明らかにして書面又は総務事務集中化システム」に改める。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年7月1日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

高知県公営企業局管理規程第12号

高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局事務処理規程（平成8年高知県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の(18)のアの項中「及び次長」を削り、同表の3の(18)のイの項中「課長及び企画監」を「次長」に改め、同表の3の(18)のウの項中「課長補佐」を「課長、企画監、課長補佐」に改め、同表の3の(20)の項を次のように改める。

| | | | | | | | | |
|--|----------------|---|---|---|--|---|--|--|
| (20) 管理 職員特別 勤務手当 実績簿の 確認に関 すること。 | ア 医監に係るもの | ○ | | | | 〃 | | |
| | イ 次長に係るもの | | ○ | | | 〃 | | |
| | ウ 課長及び企画監に係るもの | | | ○ | | 〃 | | |

別表第1の3の(21)のアの項中「及び次長」を削り、同表の3の(21)のイの項中「課長及び企画監」を「次長」に改め、同表の3の(21)のウの項中「課長補佐」を「課長、企画監、課長補佐」に改め、同表の3の(22)のアの項中「及び次長」を削り、同表の3の(22)のイの項中「課長及び企画監」を「次長」に改め、同表の3の(22)のウの項中「課長補佐」を「課長、企画監、課長補佐」に改める。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

公 営 企 業 局 訓 令

高知県公営企業局訓令第5号

本 局
各事業所
各 病 院

高知県公営企業局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年7月1日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

高知県公営企業局処務規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局処務規程（平成8年8月高知県企業局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、総務事務集中化システムを使用して出勤簿に係る事務を処理することとされる職員にあつては、この限りでない。
第4条第2項中「又は欠勤」を「欠勤等」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、総務事務集中化システムを使用して当該事務を処理することとされる職員に係るものにあつては、この限りでない。

第4条第3項中「前2項」を「第1項本文及び前項本文」に改める。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、総務事務集中化システムを使用して出勤簿に係る事務を処理することとされる職員に係るものにあつては、この限りでない。

第9条中「又は」を「若しくは」に、「時間外勤務・休日勤務命令簿」を「時間外勤務・休日勤務命令簿（特殊勤務実績簿を兼ねるものを含む。）又は総務事務集中化システム」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。

公 営 企 業 局 告 示

高知県公営企業局告示第4号

平成19年4月高知県公営企業局告示第7号（病院事業料金のうち地方公営企業管理者が定める額）の一部を次のように改正する。

平成23年7月1日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

表中

| | | |
|--------------|-------|--------|
| 先天性代謝異常検査手数料 | 1件につき | 4,100円 |
|--------------|-------|--------|

を
「

| | | |
|-------------------|-------|--------|
| 先天性代謝異常検査手数料 | 1件につき | 4,100円 |
| ノロウイルス抗原検査（便中）手数料 | 1件につき | 5,990円 |

」

に改める。